

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

四国（徳島）厚生年金 事案 1138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

A社に継続して勤務していた期間のうち、同社C支店からD社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社C支店から同社の関連会社であるD社に異動したとする複数の同僚は、「私は、D社に異動するまでA社C支店に継続して勤務していた。」と供述していること、及び同僚の一人は、「申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「覚えていない。」と供述しているところ、オンライン記録によるとD社は昭和36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日までは、A社C支店において厚生年金保険被保険者資格を有すべきものと考えられることから、同社同支店に係る資格喪失日を36年2月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月28日から同年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社C営業所から同社D工場に転勤した時期である昭和40年9月28日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっているが、私は、同社C営業所では同年9月30日まで勤務した後、同社D工場に転勤となったので、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も継続して控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「申立人がA社C営業所から同社D工場に転勤したのは昭和40年10月1日である。」としており、同様に異動したことが確認できる同僚の人事記録には、昭和40年10月1日に同社D工場に異動した旨が記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）国民年金 事案 509

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

昭和56年頃に厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納付する必要がないことを知り、A社会保険事務所（当時）へ行き、厚生年金保険の加入期間であった55年3月から56年2月までの12か月の国民年金保険料を還付してもらった。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料については、B共済組合を退職し、退職一時金の支給を受けたことから、その期間が無年金になると思い国民年金保険料を納付したにもかかわらず、65歳になり国民年金の受給時に確認したところ、国民年金保険料納付記録により還付されているとの回答があった。

私は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取った記憶も無いので、調査の上、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び年金事務所の申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立期間はB共済組合に加入していた期間であり、制度上、申立期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできず、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、上記国民年金被保険者台帳には、納付済みとされていた昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料7,800円を還付した旨の記載がある上、上記国民年金被保険者名簿には、共済組合加入期間があること、及び納付済みとされていた申立期間である44年4月から46年3月までの期間及び55年3月から56年2月までの期間の国民年金保険料5万2,570円を57年3月12日付けで還付している記載があり、この記載内容に不合理な点は無く、このほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については還付されていないものと認めることはできない。

四国（愛媛）国民年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、妻が夫婦二人分をA銀行B支店において納付していた記憶がある。

妻の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされているので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料は、平成9年1月から10年4月にかけて毎月納付されていることが確認できるところ、申立人が所得税の確定申告書の作成を委託していた税理士事務所から提出された申立人に係る平成9年分及び10年分の所得税の確定申告書の控えには、国民年金保険料の納付に係る記載は確認できないほか、その妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするA銀行B支店においても、資料は保管されておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する関連資料を得ることはできなかった。

また、前述のとおり、一緒に納付したとする申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料は平成9年1月以降に納付された記録となっているところ、当時は、電子計算機による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、同年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性が極めて少なくなったことから、行政側の記録漏れや記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 8 月 9 日から 48 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から 53 年 2 月 28 日までの期間において、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に、A 社で厚生年金保険加入記録が確認できる同僚の供述により、申立人は、申立期間①及び②において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に継続して勤務していたとする同僚は、「私は、A 社の設立当初（昭和 38 年 9 月）から厚生年金保険の適用事業所でなくなる昭和 53 年 2 月まで、勤務形態等に変更も無く継続して勤務していたが、勤務開始当初及び途中の期間について厚生年金保険が未加入となっている。勤務開始当初については分からないが、途中で社会保険に加入できなくなり、その後、再度、加入できるようになったという話を聞いた記憶がある。」と供述している。

また、同僚の供述により、申立人と同様にテナントの B 職であった者及びその親族であり、かつ、常勤であったと考えられる同僚の中に、A 社で勤務していた期間において、厚生年金保険に未加入となっている期間がある者が存在していることがうかがわれる。

さらに、A 社の理事であった者及び社会保険事務担当者からは、申立期間当時における同社の厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

加えて、健康保険被保険者証について、申立人は、「A社に勤務した当初に交付されたものを退職まで継続して所持しており、勤務期間中に返納したことはない。」と供述しているところ、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、1回目の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和42年10月1日）直後の昭和42年10月5日と2回目の同被保険者資格の喪失日（昭和44年8月9日）から約1か月後の44年9月12日にそれぞれ健康保険被保険者証が返納されている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 33 年 8 月まで
② 昭和 34 年 3 月から 35 年 5 月まで

期間は定かでないが、申立期間①及び②頃に、A社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の実質的な経営者は、「当時の資料は一切無い。当時は、若い従業員で健康保険や厚生年金保険の保険料の支払を嫌がる者がおり、そういう場合は、社会保険に加入させていなかった。従業員の全員を社会保険に加入させていたわけではない。」と回答している。

また、A社で勤務していたとする申立人と同じ職種の同僚は、「私は、申立期間頃に同社で2年弱勤務したが、厚生年金保険には加入していなかったし、厚生年金保険料を給与から引かれていた認識も無い。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同僚の一人は、「当時のA社では、厚生年金保険への加入は従業員本人の希望により加入させる取扱いだった。本人が加入したいと言えば加入させてもらえたし、社会保険料を給与から引かれたら収入が減るので、加入しない人もいた。」と供述している上、そのほかの同僚からも、申立人の厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1139

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 10 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間は、A町立B病院に臨時職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令の写し及びC市人事課から提出された同市作成の申立人に係る履歴書の写しから、申立人は申立期間についてA町立B病院の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A町立B病院は、事業所原簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A町を編入（合併）したC市は、「当時の資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除は確認できない。」と回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人に照会したところ、そのうち一人は、「自分は、勤務し始めた当初は臨時職員だったが、その期間は、国民年金に加入していて、厚生年金保険には加入していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。